

# 視察報告書

報告者氏名 海老原 功一

- 1 委員会名  
教育福祉委員会
- 2 期 日 令和6年11月11日(月)～同13日(水) 2泊3日
- 3 視察地及び調査事項  
(1) 山梨県甲府市  
ア 健康都市宣言後の新たな事業について

山梨県甲府市 甲府市の健康施策について～健康都市宣言後の取組～

## ◆甲府市の健康づくり

人・地域・まちの健康づくりを推進し、みんなが健康で、笑顔が絶えない  
「元気Cityこうふ」を目指して取り組んでいる

### 1) 人の健康づくり

健康ポイント事業 (R3～R5)  
アプリを活用した健康づくり支援事業 (R5～)  
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (R4～)  
生涯を通じた歯・口腔の健康づくりの推進  
おいし食・楽しく・元気塾  
なでしこ検診  
あなたの食事は☆いくつ?

### 2) 地域の健康づくり

健康チャレンジ表彰 (R3・R4)  
健康リーダー養成講座 (R3～)  
民間企業と連携した働き盛り世代の健康づくり支援 (R5～)  
あなたの地区(まち)の出張保健室  
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業  
働く世代の健康づくり講座

### 3) まちの健康づくり

「甲府市の歌」をきっかけとする運動習慣づくり  
事業所対抗 大運動会

◆所感

一つ一つの事業を丁寧に検証し、アップデートしていることがよくわかった。同じ事業を継続せずに、効果をしっかり測定して、より良い事業にしていくことが大切だと思う。

(2) 長野県松本市

ア 子どもの権利に関する条例について

◆松本市の子ども施策

松本市第11次基本計画では子ども施策が分野1に位置づけられており、こども自身の育ちを大切にする子どもにやさしいまちづくりを目指している。

◆「松本市子どもの権利に関する条例」制定までの経緯

平成20年度に庁内関係課において、子どもの権利について調整会議を開催、翌21年度にこども部設置、23年度に松本市子どもの権利検討委員会を設置、25年市議会2月定例会を経て条例を制定。

\*松本市の条例は子どもの権利に関する総合条例で、理念、権利への責務、参加や救済の仕組み等が含まれている。

◆条例制定後の取組み

平成26年度松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定、令和元年度第二次推進計画を策定、令和5年度松本子どもの権利の日市民フォーラムで条例施行10周年記念講演を実施

◆子どもの権利推進事業の取組内容

平成25年7月17日松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設、子どもの権利擁護委員3名、室長1名、調査相談員3名、事務局の体制で運営

子どもの声に耳を傾け、子どもを育てる保護者の苦悩に寄り添うだけでなく、問題の解決に向けて、公的第三者機関の立場で具体的・個別的な救済活動を行うことが大きな特徴となっている

子ども達からの相談内容は、交友関係、家族関係、教職員との関係、心の関係など、様々な相談を受けている。

他にも、子どもの権利の普及啓発、まつもと子どもスマイル運動の実施、子どもの意見表明・参加の促進、子どもの居場所づくりの推進などに取り組んでいる。

#### ◆所感

子どもの権利擁護について、相談から救済までの取り組みが素晴らしかった。子どもたちが学校以外に公的に相談できる場所が必要だと思う。流山市でも丁寧な議論を積み重ねていく必要があると感じた。

### (3) 長野県長野市

#### ア 長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

平成28年に施行された障害者差別解消法、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務付けられた。長野市では、障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市やさしいお店」として登録してもらい、障害のある人の社会参加を応援している。

#### ◆これまでの経過

平成30年に当事者、民間事業所、福祉関係者、行政がメンバーとなり、やさしいお店プロジェクトを始動、令和2年に事業スタート、やさしいお店登録制度説明会を実施、令和5年にはやさしいお店登録店交流会を実施した。

#### ◆やさしいお店づくりの3つのポイント

- ①心のバリアフリーを大切にする
- ②入店拒否・サービス拒否はしない
- ③求めに応じて適切な配慮をする

#### ◆やさしいお店が目指すもの


- ④ユニバーサルな店づくり
- ⑤障害のある人の社会参加を応援
- ⑥対話を通して理解を深める

現在の登録数 小売業146 飲食店81 サービス業62 その他161 計450

#### ◆所感

この事業は当事者の方と一緒に作り上げたものであり、長野市全体で障害のある人もない人もお互いの存在と価値観を尊重し合う、共生社会の実現を目指したものである。令和8年度までに登録数1000件を目指しているとのこと、長野市民の障害への理解が深まっていく素晴らしい取り組みである。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 阿部 治正 

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日

令和6年11月11日（月）～同13日（水）2泊3日

## 3 視察地及び調査事項

### （1）山梨県甲府市

ア 健康都市宣言後の新たな事業について

### （2）長野県松本市

ア 子どもの権利に関する条例について

### （3）長野県長野市

ア 長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

## 4 所感等

### （1）山梨県甲府市の健康都市宣言後の新たな事業について

甲府市の担当職員の方から、この事業について、以下のようなお話を伺いました。

甲府市は、2019年9月19日に「健康都市宣言」を制定した。この宣言は、市民一人ひとりが心身の健康を維持し、健康寿命を延ばし、地域とのつながりを深め、元気に暮らせるまちを目指すことを目的としている。

宣言の主な内容は以下のとおり。

1. 自分の健康は自分で守り、日頃から心と体の健康管理に努める。
2. 家庭や学校での健康教育を通じ、子どもたちの健康づくり

に努める。

3. 地域の人々の交流により仲間意識を高め、地域全体で協働による健康づくりに努める。

4. 地域と企業が連携し、地域ぐるみで健康に働ける環境づくりに努める。

5. 良好な生活環境の維持向上を図り、市民と地域の健康づくりを応援するまちの実現に努める。

宣言の背景には、甲府市が2018年3月に策定した「健康都市こうふ基本構想」がある。この構想では、まちの活力である「元気」をさらに増大させ、未来につなぐ甲府の創生を目指すため、健康づくりに着目している。

宣言後は、以下のような取り組みを行っている。

- ・ 「（仮称）甲府市の歌体操」の実施。日常生活の中で運動を習慣化するための取り組みとして、市独自の体操を導入。

- ・ 「（仮称）事業所対抗大運動会」の開催。市内事業所が競いながら楽しく体を動かすイベントを企画し、働き盛り世代の健康づくりを促進。

- ・ 特定健診におけるAIを用いた受診勧奨。国民健康保険の特定健診において、AIを活用した効果的な受診勧奨を行い、健康無関心層の受診率向上を図る。

甲府市はこれらの取り組みを通じて、市民の健康増進と活力あるまちづくりを推進する。

事業についての説明を受けた後、私は次のような質問をさせて頂きました。

①事業所対抗運動会は、成功すれば、わくわく感のある楽しい催しになりそうだ。現在どれくらいの事業所が参加の意向を示しているのか。

②民間企業と連携した働き盛り世代の健康づくり支援事業のひとつとして、R I Z A P（株）や東急不動産（株）に事業を

委託している。この委託はどのような方式で行っているのか。健康づくりの支援事業で不動産企業に委託をした理由はどのようなものか。

③保健衛生部と地域保健課にはそれぞれ何人の職員がいるのか。

①への回答としては、正式な募集はこれからだが、すでに参加の意向を示している事業者がいることを確認している。

②については、不動産会社も健康関係の事業を展開しているところもあり、また自社内での健康づくりの取り組みに実績を持っていることなどを評価した。委託にあたってはプロポーザル方式をとった。

③については、健康生活部全体では42名、地域保健課では地区担当として23名の保健師が事業に取り組んでいる。

所感としては以下のような点が印象に残りました。42人の保健衛生部職員、23名の保健師という人員配置があつてこそ成立している事業だということが分かったこと。また、事業者対抗大運動会についても、昔は地域でよく見られた事業所内での運動会を思い出し、それが地元でよく見られた事業所内の対抗の形でより大規模に開催されるならば、地域全体での健康づくりの機運の醸成に役立つだろう。また、事業の一部を民間事業者に委託するケースについては、地元の非営利団体などとの競合についての考慮が必要ではないかとも考えさせられました。

## (2) 長野県松本市の子どもの権利に関する条例について .....

松本市は、2013年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利を実現するためとして、子どもに関わるすべての大人が連携・協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを明らかにしました。

この条例は、日本国憲法や1989年に国連で採択された子どもの権利条約が保障する子どもの権利を保障するための大人の役割や

松本市の取り組みについて定めています。

具体的な取り組みとしては、松本市は子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもの権利の視点に立った子ども施策を推進しています。

さらに、松本市は「すべての子どもにやさしいまちづくり」を目指し、子ども自身や子どもたちを支える大人たちを支援するための仕組みづくりを進めています。

条例の内容は次のようなものです。

### 1. 基本理念

- ・ 子どもは独立した人格を持つ存在として尊重されるべきである。
- ・ 子どもの最善の利益を最優先に考える。
- ・ 子どもが自らの意見を表明し、意思決定に参加できるようにする。
- ・ 子どもが安心して育ち、発展するための環境を整備する。

### 2. 子どもの権利の具体的内容

- ・ 生命・成長の権利：子どもが安全で健康的な生活を送る権利。
- ・ 意見表明の権利：子どもが自分の考えや意見を自由に述べる権利。
- ・ 学びの権利：子どもが教育を受け、必要な情報にアクセスする権利。
- ・ 文化・余暇活動の権利：子どもが遊びや文化活動に参加する権利。

### 3. 大人や社会の役割

- ・ 子どもの権利を守るため、市民や行政が協力することを求めています。
- ・ 子どもの権利を侵害しないための配慮や、子どもにやさしい施策を進める。

この条例に基づく具体的な事業としては、以下のような取り組み

が行われています。

#### 1. 子どもの権利相談室「<sup>こころ</sup>心の鈴」

- ・ 内容 子どもの悩みや権利侵害についての相談を受け付ける窓口。
- ・ 目的 子どもの声を直接聞き、解決を図る。また、子どもに関わる大人からの相談も受け付ける。
- ・ 運営 市が直接運営し、専門の相談員が対応。必要に応じて医療機関や福祉機関との連携も行っている。

#### 2. 子ども会議

- ・ 内容 子ども自身がまちづくりや自身の権利について話し合う場を提供。
- ・ 目的 子どもの意見を市の政策に反映させるため。
- ・ 具体例 学校環境や地域の安全についての提案が出され、市の施策に取り入れられた事例がある。

#### 3. 「子どもの権利を学ぶ」教育プログラム

- ・ 対象 小中学校の生徒。
- ・ 内容 権利条約や条例の趣旨を学ぶ授業を実施。子どもが自分の権利を理解し、他者の権利を尊重する態度を育むことを目的としている。

#### 4. 居場所づくりの推進

- ・ 内容 地域における子どもの居場所（放課後の居場所、相談スペースなど）を整備。
- ・ 具体例 学校外で学べる環境や地域の大人との交流の場を提供し、孤立を防ぐ取り組み。

#### 5. 子どもにやさしいまちづくり宣言

- ・ 内容 子どもが自由に遊べる空間や安全な移動環境を整えるため、市民と協働して地域環境を改善。
- ・ 例 公園の整備、通学路の安全確保など。

#### 6. 子どもに関する統計の公開と調査

- ・ 子どもの生活状況や意見を定期的に調査し、その結果を政策に反映する仕組みを構築。
- ・ 例 いじめや虐待の実態調査、子どもたちの生活満足度調

査など。

また、条例制定後の諸事業の評価と課題については次のように述べられています。

#### 1. 課題

- ・ 認知度の向上 条例の存在や内容を広く市民に知ってもらう必要性。
- ・ 財政面の制約 事業の拡充に伴い、安定した財源の確保が課題。
- ・ 多文化共生の推進 外国人の子どもが増加しており、多言語対応や文化的背景の違いを踏まえた支援が求められている。

#### 2. 評価

- ・ 子どもたちが地域社会の中で声を上げやすくなったとの評価があります。
- ・ 他の自治体が松本市の取り組みを参考にし、同様の条例制定を検討する動きも見られます。

松本市の子どもの権利に関する条例は、具体的な行動計画と実践を伴う点で、日本の他の自治体に先駆けたモデルケースと言えるでしょう。

所感としては、最も重要な当事者である子どもへの対応が良く配慮されており、きめ細かな取り組みが行われていることが印象的でした。例えば「松本市こどもの権利ニュース」が、子どもたちの成長段階に応じて小学生版と中学生版の二種類が発行されていること。また子どものための権利相談室である「こころの鈴」の連絡先を記した名刺サイズの色刷りのカードを、ほとんどの子どもたちが所持していること。実際にこのカードを利用して子どもたちから相談が寄せられ、中には深刻なケースが相談に繋がった例もある事などが報告されました。このように、具体的なツールも、当事者である子どもたちの目線に沿ったものが大切であることを知ることができたのは有意義でした。「こころの鈴」が重要な役割を果たしていることが分かりましたが、そのスタッフは

室長 1 名（市の正規職員）、3 名の子どもの権利擁護委員（市が委嘱した弁護士、大学教授、退職校長会役員）、子どもの権利擁護委員を補佐する 3 名の調査相談員で構成されており、日常的には調査相談員の役割が大きいことも分かりました。この調査相談員は会計年度任用職員であり、その業務環境や任用条件について再考の余地があると思いました。

### （3）長野市の長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

長野市では、障害のある人もない人も共に安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」を推進するため、「長野市障害者にやさしいお店登録制度」を実施しています。

制度の概要は、障害のある人を特別視することなく、誰もが安心して利用できる店舗を「やさしいお店」として登録し、障害者の社会参加を応援するものです。

登録の要件は、以下の 5 点に適切に対応できる店舗が登録対象です。

1. 障害を理由としたサービス提供拒否や入店拒否をしないこと。
2. 心のバリアフリーを大切にしたい店づくりを進めること。
3. 合理的配慮の提供に努めること。
4. 障害者の社会参加を応援すること。
5. 障害者との対話を大切にすること。

登録手順は次の通りです。

1. 「やさしいお店づくりマニュアル」を読み、基本事項を理解する。
2. 長野市に「登録申込書」を提出する。
3. 長野市から「ステッカー」および「リーフレット」が送付される。

#### 4. 入口等にステッカー、店内にリーフレットを掲示する。

登録店舗の状況としては、令和6年7月9日現在、145件の小売店が登録されているようです。

シンボルマークのデザインは、人と人がつながり、お互いの個性を尊重し合い、協力し合い、支え合える社会を表わしていると説明されました。安らかな笑顔を取り囲む花びらのような7つのハートは、いろいろな人のいろいろな形の優しさがつながって、障害のある人をはじめ多様な個性を包み込む社会を表現しているそうです。

関連イベントとして、次のような行事が行われました。2023年11月24日には、生涯学習センターで「やさしいお店タウンミーティング2023」が開催され、「やさしさを魅力ある観光長野を創る」をテーマとした講演会やシンポジウムが行われました。

所感としては、以下の点で素晴らしい取り組みだと考えます。昨今のEC（エレクトリック・コマース）の普及によって、障がいを持たない者でも通販の利用が急増しており、障がい者の方ならなおさらです。私の友人の障がい者も、外に出るのが億劫だという理由で通販をよく利用しています。確かに家に居ながらにして生鮮食品を含む買い物ができてしまう通販は便利ですが、やはり、街に出て実際に人に接して買い物をする楽しさは捨てがたいものです。その中で交わす様々なコミュニケーション、時には軋轢も含んだ交流を、この事業は提供してくれるだろうと思います。

また障がいの多様性にも目をやりたいと思います。ひとくちに障がいと言っても、身体障がいもあれば精神障がいもあり、外形的に分かる障がいもあれば分かりづらい障がいもあります。そうした様々な種類の障がいを持つ当事者の皆さんが、自ら主体として参加できる事業となっていくことが大切なのだと、改めて認識することができました。

# 視察報告書

報告者氏名 矢口輝美

1 委員会名  
教育福祉委員会

2 期 日 令和6年11月11日（月）～同13日（水）2泊3日

3 視察地及び調査事項

(1) 山梨県甲府市  
ア 健康都市宣言後の新たな事業について

「甲府市の健康施策について」～健康都市宣言後の取組み～

## 【甲府市の健康づくり】

令和元年9月 健康都市宣言

1. 自分の健康は自分で守り、日頃から心と体の健康管理に努めます
1. 家庭や学校での健康教育を通じ、子どもたちの健康づくりに努めます
1. 地域の人々との交流により仲間意識を高め、地域全体で協働による健康づくりに努めます
1. 地域と企業が連携し、地域ぐるみで健康に働ける環境づくりに努めます
1. 良好な生活環境の維持向上を図り、市民と地域の健康づくりを応援するまちの実現に努めます

人：一人ひとりが元気に！  
地域：地域社会が元気に！  
まち：甲府市が元気に！

## 【人の健康づくり】

○健康ポイント事業（令和3年～令和5年）

参加者へ紙の健康手帳を配付、獲得ポイントに応じて景品を交換  
健康意識の醸成を目的とした

- ・事業構想はタニタ、山梨学院大学と、データ分析は山梨学院大学に依頼。  
（\*山梨学院大学とは包括協定を結んでおり本事業はスポーツ科学部と連携。）
- ・実際に景品に交換をした方は想定内で予算内で収まった。

紙媒体ではなく、データで管理したいという声から、

○アプリを活用した健康づくり支援事業（令和5年～）に移行。

（一日 8000 歩歩く 健康診断を受けるとポイントがもらえる等、健康の見える化を図り、ポイントは電子マネーと交換出来る。）

体重と身長を入力してもらうことで、BMI を見ることが出来ること、スタートする時にアンケートを取ることで、健康意識の醸成、行動変容につながったかどうかを確認できる。

データの活用はこれから。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（令和4年～）

ハイリスクアプローチ

3か月血糖チャレンジ：医師との連携により、糖尿病重症化を予防

げんきお届け隊：健康状態不明者の状況把握を行い、適切な保健・介護予防事業に繋ぐ

ポピュレーションアプローチ

健康づくり同窓会：フレイル予防や健康づくり等への関心を高め、生活習慣の改善や検診受診・適正な医療に繋げ、健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康教室（小学校区ごとに実施）を開催

#### 【地域の健康づくり】

○健康チャレンジ表彰（令和3～4年度）

健康づくりについて顕著な取り組みが見られる団体や個人を、事業所部門／団体・グループ部門／健康リーダー等活動部門の3部門で選考し表彰。活動事例集にまとめ、広く発信した。

○健康リーダー養成講座（令和3年～）

健康ポイント実証事業の検証結果により、行動変容には一人ではなく、グループや地域で取り組むことが有効ということがわかり、行動変容を促す役割を担う人材「健康リーダー」を養成。

養成講座（全5回）（講師；山梨学院大学スポーツ科学部）

修了者へのフォローアップ講座（講師：山梨学院大学スポーツ科学部）

実績 令和3年度 27名 令和4年度 26名・フォローアップ講座参加者 12名

令和5年度フォローアップ講座参加者 43名

令和6年度は18名が参加

健康リーダーには、地区で声掛けをして自分で活動する場を持つことをお願いしてい

るが、自分で活動できる人はなかなかいないため、フォローアップ講座などで成功体験を共有しながら横のつながりを広げている

○民間と連携した働き盛り世代の健康づくり支援（令和5年～）

自身の健康について優先順位が低くなりがちな働き盛り世代が、健康で元気なうちから健康づくりを習慣化し、健康寿命の延伸に繋げるため、市内事業所に対しヘルスケア関連事業の持つ健康づくりコンテンツを提供

令和5年度 RIZAPによる運動習慣・食改善などの健康づくりに繋がるセミナーを開催（全3回・オンライン）参加者598名（延べ人数）

令和6年度 東急不動産による栄養セミナー・健康体操などを取り入れた健康セミナーを開催（全4回・オンラインとリアルのハイブリッド形式）

健康都市宣言5年記念事業（令和5年12月10日実施）

楽しみながら体を動かせるニュースポーツ体験や健康についての学びを体験できる健康ブースの出展や親子3世代で楽しめるイベントを開催し、3830名の来場者があった。

#### 【街の健康づくり】

○「甲府市の歌」をきっかけとする運動習慣づくり

○事業所対抗大運動会

#### 【人の健康と地域の健康を考える事業】

・がん患者アピアランスケア支援事業  
普及啓発につとめている

・食からのフレイル予防事業の充実  
専門職（保健師）が構想 PDCA サイクルをまわしていく（担当地域の課題 どういった取り組みが必要なのかを考えている）\*職員42名中23名が保健師 1人2～4地区を担当している

ハイリスクアプローチ

おいし食・楽しく・元気塾（令和元年～）

65歳以上の低栄養傾向の方を対象とし、自ら計画した個別計画に基づき取り組みを継続的に行うフレイル予防教室を多職種で実施。BMIやパタカ測定などの結果により取り組みの評価を行う

ポピュレーションアプローチ

- ・歯つらつ歯っぴーキャラバン

食事や口腔に認知症予防の視点を加えた出前講座と個別支援を実施。

- ・初心者向け男性料理教室
- ・啓発ツール等を用いた普及啓発

### 【所感】

健康宣言後、いろいろな観点から事業を構築、大学との連携による相乗効果でよりよい事業になっていると感じた。ハイリスクアプローチと、ポピュレーションアプローチをしっかりと分けて考えることで、いろいろな人にアプローチ出来ている。特に地区ごとに保健師を置き、その地区ごとの課題を整理し、事業化していく手法は流山でも取り組むべきだと思う。人は皆、年を取っていく。今が健康であっても、徐々に体力が衰えたり、家族構成の変更があったりして、様々な要因により健康を害する可能性はある。職員の皆さんが、事業ひとつひとつをしっかりと考え、検証し、よりよいものに行っていることが良くわかった。

## (2) 長野県松本市

ア 子どもの権利に関する条例について

### 【松本市の組織】

こども部

#### ○こども育成課

- ・子どもの権利に関すること
- ・青少年健全育成事業
- ・子育て支援事業

#### ○こども福祉部

- ・子どもに係る経済的支援に関すること
- ・虐待、ひとり親、DV相談と支援

#### ○こども発達支援課

- ・子どもの発達支援、相談に関すること
- ・インクルーシブセンター事業に関すること

#### ○保育課

- ・保育園に関すること
- ・幼稚園に関すること

### 【子育て支援+こども支援】

松本市第11次基本計画では、子ども施策が分野1に位置づけられている。

- ・安心して結婚・・出産・育児ができる環境の整備
- ・すべての子どもにやさしいまちづくりの実現

### 【松本市子どもの権利に関する条例制定までの経緯】

平成20年度	庁内関係課において子どもの権利について調整会議を開催
平成21年度	こども部設置
平成22年度	松本市青少年問題協議会において、子どもの権利について検討する小委員会を設置
平成23年度	松本市子どもの権利検討委員会を設置
平成24年度	委員会で条例化の必要性を盛り込んだ最終報告書を市長へ提出 平成25年市議会2月定例会を経て、条例を制定
平成25年度	4月に条例施行 6月に松本市子どもにやさしいまちづくり委員会を設置 7月に松本市子どもの権利相談室こころの鈴を開設

### 【松本市が目指す「すべての子どもにやさしいまち」】

- ・どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- ・どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- ・どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- ・どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- ・どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- ・どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

### 【条例制定後の取組】

平成26年度	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画策定
平成27年度	子どもの権利アンケート調査を実施
平成28年度	アンケート結果を検証し、4つのワーキンググループを構成し、責任者会議を実施
平成29年度	推進計画の評価・検証結果を中間報告書にまとめ市長に提出
平成30年度	次期計画策定のためのアンケート調査、聞き取りを実施
令和元年度	第二次推進計画策定
令和3年度	第二次推進計画中間報告策定のためのアンケート調査を実施
令和4年度	第二次推進計画の評価・検証結果を中間報告書にまとめ市長に鄭州 t
令和5年度	条例施行10周年記念講演実施

条例の推進のため、実態調査（アンケート・聞き取り）を実施、子どもにやさしいまちづくり委員会と、庁内調整会議で検証し、子どもにやさしいまちづくり推進計画に反映している。

### 【松本市子どもにやさしいまちづくり委員会】

平成25年6月に条例を総合的かつ継続的に推進するとともに、施策の実施状況を検証するための場として、市民・有識者15名による「子どもにやさしいまちづくり委員会」を設置

#### 【松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画】

##### ○策定の趣旨

条例は子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるもの。こどもの支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく指針でもある

##### ○計画の位置づけ

子どもの権利条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための「子ども計画」

##### ○計画の進め方

松本市総合計画を含め、子どもの権利を保障する視点から、子どもに関わる他の計画と整合を図りながら、実施事業の進捗状況等について、子どもにやさしいまちづくり庁内推進会議で評価・検証するとともに、まちづくり委員会で調査・審議・検証を行い、計画を推進する。

#### 【まつもと子ども未来委員会へのヒアリングの実施】

- ・相談などの体制について
- ・子どもの居場所について
- ・子どもの権利・こころの鈴（子どもの権利相談室）等のPRについて
- ・未来委員会について

#### 【子どもの権利推進事業の取組内容】

##### ○子どもの権利相談室「こころの鈴」

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために設置。

子どもの権利擁護委員3名、室長1名、調査相談員3名、事務局は松本市こども部こども育成課こども政策が担当。

子どもからの相談を公的第三者機関である子どもの権利擁護委員、こころの鈴で受ける。（状況確認→意思確認→事実確認→協力依頼→見守り）

子どもたちの相談内容は、交友関係、家族関係、教職員との関係、心の関係など。

##### ○子どもの権利の普及啓発

##### ○まつもと子どもスマイル運動の実施

大人と子どもが積極的に関わりを持つことにより、共に笑顔で暮らせる地域社会を目

指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」を身に着けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声掛けなどを行う事業を実施。登録者数 1364 名。

○子どもの意見表明・参加の促進

まつもと子ども未来委員会

他都市の子どもとの交流事業

○子どもの居場所づくりの推進

#### 【所感】

子ども達が、学校ではない公的第三者機関に相談できる場所があることが、どれだけ大事なかがよくわかった。こころの鈴で、丁寧に聞き取りを行い、本人の意思を尊重した支援をすることで、他機関も子どもの権利について学ぶことが出来ているのだと感じた。ただ、子どもの悩みは一人ひとり違い、すべての子どもを救済することは難しいと感じていること、他のどこの機関でもいいから、子ども達が相談して欲しいという話が印象的だった。相談員は、相談してきた子が近所のおばちゃんに話しているような雰囲気が一番大事とのこと。やはり地域におせっかいなおばちゃんを増やすことが大事だと思う。

### (3) 長野県長野市

ア 長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

#### 【長野市の現状】

身体障害者手帳保持者数 障害者 13,753 人 障害児 199 人 計 13,952 人

療育手帳保持者数 障害者 2,984 人 障害児 751 人 計 3,735 人

精神障害者手帳保持者数 障害者 5,128 人 障害児 194 人 計 5,322 人

＊療育手帳保持者数・精神障害者保持者数が増加傾向

障害のある人もない人も、共に生きる社会を目指し、障害のある人が安心してサービスを利用できるように、「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市やさしいお店」として登録してもらい、障害のある人の社会参加を応援していくために、長野市障害者にやさしいお店事業をスタート。

○これまでの経緯

平成 30 年 当事者、民間事業所、福祉関係者、行政がメンバーとなりやさしいお店プロジェクト始動

令和 2 年 事業スタート（登録 1 号店は「そば亭油や」）

タウンミーティングや、登録店交流会などを実施

○登録方法

①「やさしいお店づくりマニュアル」を読み基本事項を理解

- ②長野市に「登録申込書」を提出
- ③長野市から「ステッカー」「リーフレット」を送付
- ④入口等にステッカー、店内にリーフレットを掲示

○やさしいお店づくりのポイント

- ①心のバリアフリーを大切にする
- ②入店拒否・サービス拒否はしない
- ③求めに応じて適切な配慮をする

○やさしいお店が目指すもの

- ①ユニバーサルな店づくり
- ②障害のある人の社会参加を応援
- ③対話を通して理解を深める

登録数 450 (小売店 146 飲食店 81 サービス業 62 その他 161)

#### 【所感】

やさしいお店の登録が、障害のある人の社会参加を応援するスタートと考えているというお話が説明者からあった。障害のある人を差別するのではなく、理解を広げるための事業であり、当事者が中心となって取り組んでいることで、本当に望んでいることを常に確認しながら進めている。出来ないことをお願いしたいのではなく、出来る範囲で出来ることをして欲しいという点が重要であり、登録数が 1000 件に達するまでには、多くの場で理解が進んでいくと思う。障害者の方のために何をしてあげられるのかではなく、普通にみんなと同じように生活をしていく上で必要な配慮を市全体で理解していくことが出来たら、長野市はやさしいお店がいっぱいの「みんなにやさしいまち」になるのだと思う。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 桑畑伴子

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日

令和6年11月11日（月）～同13日（水）2泊3日

## 3 視察地及び調査事項

(1) 山梨県甲府市

ア 健康都市宣言後の新たな事業について

(2) 長野県松本市

ア 子どもの権利に関する条例について

(3) 長野県長野市

ア 長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

## 4 所感等

(1) 山梨県甲府市

「健康都市宣言後の新たな事業について」

甲府市では、「人」「地域」「まち」の健康づくりを推進し、みんなが健康で笑顔が絶えない「元気 City こうふ」を目指して取り組んでいる。令和元年度9月19日に「健康都市宣言」を制定した。「人」「地域」「まち」の3つの健康づくりについて、まず「人」の健康づくりでは、1, 健康ポイント事業。1, アプリを利用した健康づくり支援事業1, 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。を挙げている。

健康ポイント事業については令和3年から5年まで紙の健康手帳を希望者に配り、健康意識の醸成や健康づくり活動の習慣化を目的として18歳以上の市民が対象で開始し令和3年度は1217名。令和5年度は595名の方が登録。登録された方からの声は、血圧・体温・体重・歩数を毎日記入する事によ

って自分の健康管理や意識が高まりより健康的な生活ができるようになった。ウォーキングの他、朝の体操も続けている。健康の為これからも続けていきたい。などの声があった。一方で、紙の健康手帳に記入するのが大変だからアプリにしてもらえると助かる。という声もあったことや、なかなかイベントに参加が出来ずポイントがたまらなかった。事業の効果検証が困難であることから、国の進めるデータヘルス改革などを踏まえ、令和5年11月から「こうふ健康アプリ」の運用を開始した。アプリ内のポイントは電子マネーと交換できるということがとても喜ばれる取り組みではないかと思った。

アプリ内で歩数・食事・睡眠等の記録管理。AIによって体重予測・食事改善アドバイスが受けられる等、健康づくりの習慣化に対しての取り組みに力を入れていることがわかり、始めたばかりのアプリで、これから検証していかれるとは思いますが、意識づけの効果やアプリの活用人数の増減、健康データのなどの結果が見えることでやる気がわかること、また意識を高めるのが事業の効果であるということで、楽しくできるのではないかと思った。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、「3か月血糖チャレンジ」「げんきお届け隊」「健康づくり同窓会」の3つの事業を実施。この事業では、早期支援に結びつける。適切な保険・介護予防事業に繋ぐ。生活習慣の改善や健診受診・適正な医療に繋げることを行っている。

自分の健康は自分で守り、日頃から心と体の健康管理に努める取り組みを、積極的に取り組めるように推進していくことが大事だと思う。

次に、「地域」の健康づくりでは、「健康チャレンジ表彰」では健康づくりについて顕著な取り組みが見られる団体や個人に表彰し、そのことを広く発信するため「活動事例集」を作っていることやホームページでお知らせをして働き盛りの健康づくりの推進をしている。

「健康リーダー養成事業」は、5回の講座を受けて地域で活動をすることを目的としている事業で、健康リーダーを養成して

し、地域で活躍をしている。70代の方がリーダーとなり活躍している。課題として、健康リーダーとなっても活動の場が無い。どのように活躍の場を広げていくのか健康リーダーが活動できるように場所や人の確保など工夫が必要。

「民間企業と連携した働き盛り世代の健康づくり支援事業」は、ライザップによる「運動習慣」「食の改善」などの健康づくりにつながるセミナーを3回開催オンラインで開催。今年度は、東急不動産に委託して「栄養セミナー」「健康体操」などを取り入れた健康セミナーを4回オンラインとリアルのハイブリッド形式で開催された。働き盛りの方への取り組みは時間帯や、短時間でできるなど、参加しやすい工夫もされていた。

次に、「まち」の健康づくりについて。健康都市宣言5周年記念事業として楽しみながら体を動かせるニュースポーツ体験、健康について学べる健康ブースの出展など親子3世代で楽しめるイベントを開催し3830名参加。また、甲府市には「甲府市の歌」が市民に馴染んでいるということもありその歌に合わせて、健康体操を行っている。更に歌に合わせて5種類の健康体操があり体調にあわせて選ぶことができる工夫がなされている。また、事業者対抗大運動会を来年開催予定で、内容としては、子供から大人まで楽しめるような運動や競技。大人も夢中になれる競技も入れて大運動会を開催するといった大イベントも魅力的である。流山市も健康都市宣言をして健康のために様々な事業を行っているが参考にしていきたい。

## (2) 長野県松本市

「子どもの権利に関する条例について」

松本市は、子どもの権利条例が制定されて10年となった。平成25年4月に条例を施行、6月に「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」を設置し、7月に「松本市子どもの権利相談室 ころの鈴」を開設した。以後「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」が子どもの施策の推進状況の検証をしている。条例が施行されるまでに6年かかっている。

その6年間のことを知っている人が今は、誰もいないというこ

とで、当時のことを聞くことができなかったのが残念であった。松本市は子どもの権利に関する条例の種類は総合条例「理念、権利への責務、参加や救済の仕組み等」で、子どもの権利の理念を実現するために、市・家庭・学校などの施設、地域での大人の役割を明らかにするとともに、子どもに係る大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に進めている。まずは子どもの声を聞く為に子どもたちにヒアリングを行った結果が、相談等の体制については、知らない人に相談するのは勇気がいるので優しい身近な大人や年の近い人等、相談しやすい人がいてほしい。身近な大人に相談することで安心して相談できる。

また、子どもの居場所については、体を動かして遊べる場所はあるが、静かで落ち着くところが限られている。いつでもだれでも、無料で使える居場所が欲しい。など、子どもたちも多様な居場所を求めていることが分かった。

流山市においても子どもの居場所作りは必要として取り組んでいる。こどもの居場所も子どもたちの意見を聞いて検討をしても良いのではないだろうか。

子どもの権利条例が出来てからも、周知が課題だと言われていたが、周知については、どこの自治体も課題であると聞いたことがあるところから、内容をある程度わかるとなるまで、どのようにしたらよいのか。子どもたちよりも大人がまず知ることが大事だと思う。

子どもの権利推進事業の取り組みで、子どもの権利相談室「こころの鈴」について。松本市の特徴として、松本市子どもの権利擁護委員を3名おいている。

「こころの鈴」では相談から解決に向けて公的第三者機関の立場で具体的、個別的な救済活動を行うことが大きな特徴となっている。「こころの鈴」では小学生、中学生、高校生、子どもに係る関係者から相談を受けている。

相談のエピソードの中で、普及啓発のため、子どもたちにこころの鈴の連絡先が載っているカードを毎年配っていた。こどもがそのカードを大事に持っていたことで支援につながった事

はとても感動的な話であった。

次に、子供の意見表明、参加の促進では、1年ごとに、まつもと子ども未来委員会を開催して、30から45名の小学5年生から高校3年生が委員となり、市内視察研修、市議会議員との意見交換会、市長への提言・活動発表なども行っている。

また、他都市の子どもたちとの交流事業や全国自治体シンポジウム等にも参加され発表している。

本市においても、子ども会議を行いとても素晴らしい意見や発言があり生き生きしている姿は、とても素晴らしかった。毎年子どもたちの意見表明ができるような働き掛けが必要だと感じた。

### (3) 長野県長野市

#### 「長野市障害者にやさしいお店登録制度について」

長野市内の障害者の状況は身体障害者手帳所持者が減少傾向。療育手帳所持者は増加。精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向にある。平成28年4月障害者差別解消法が施行され、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化された。

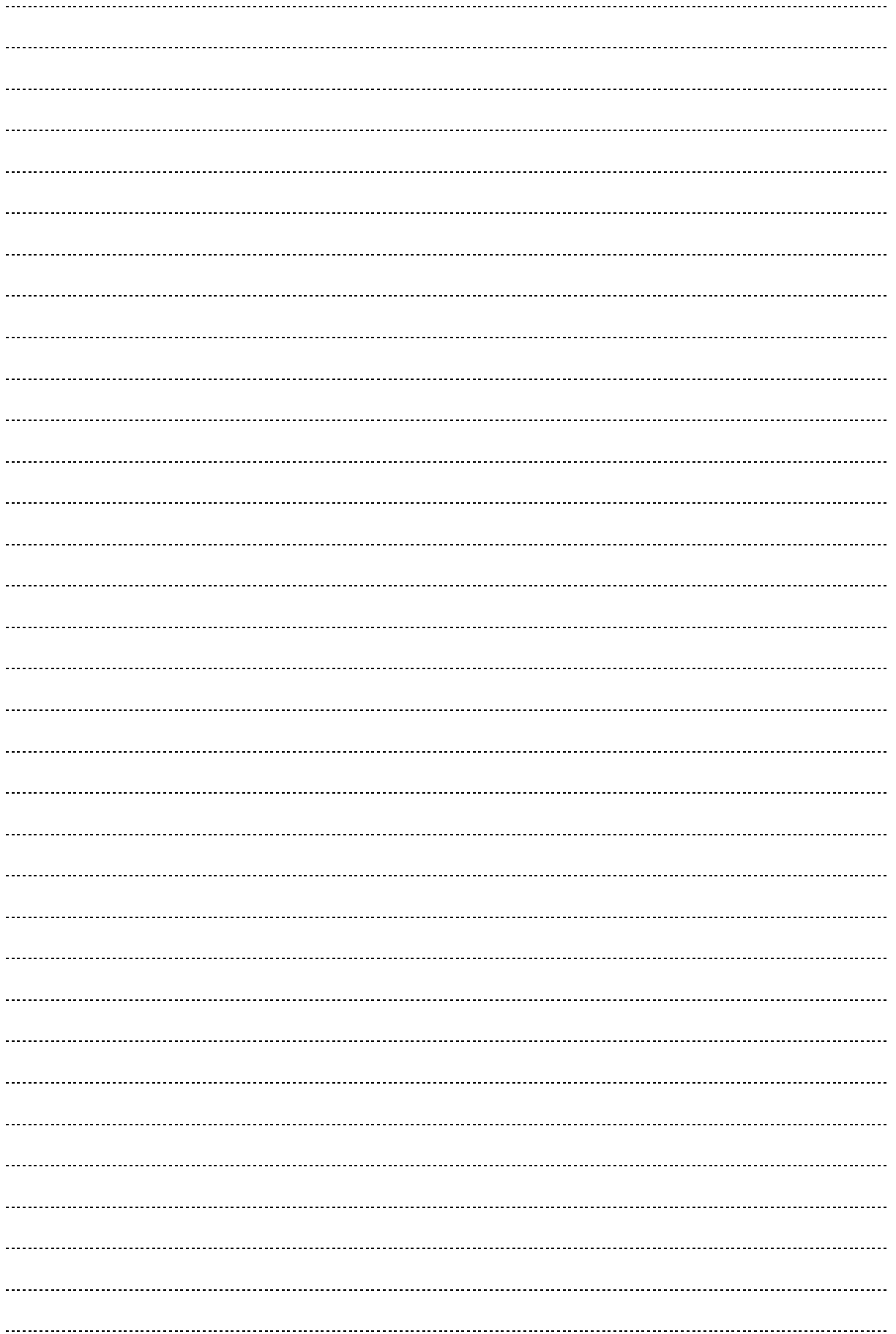
「長野市障害者にやさしいお店」の登録は、障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市優しいお店」として登録してもらい、障害のある人の社会参加を応援していくものとして始めた事業である。

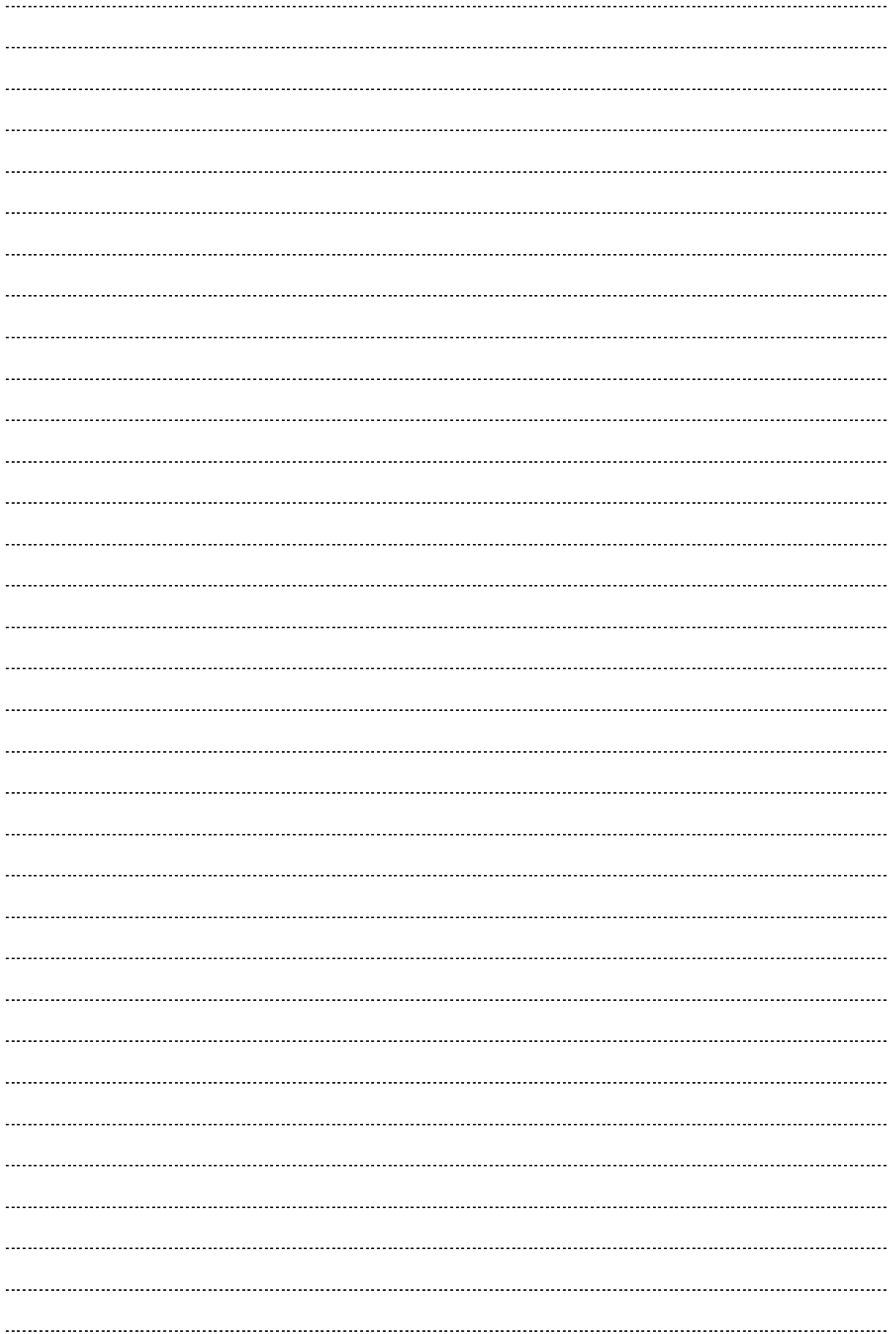
障害者の方同士で、この取り組みを進めるにあたり、話し合いが思うようにいかず、個々の思いが強くなかなかまとめるのが大変だった当時のご苦労を話していただいた。

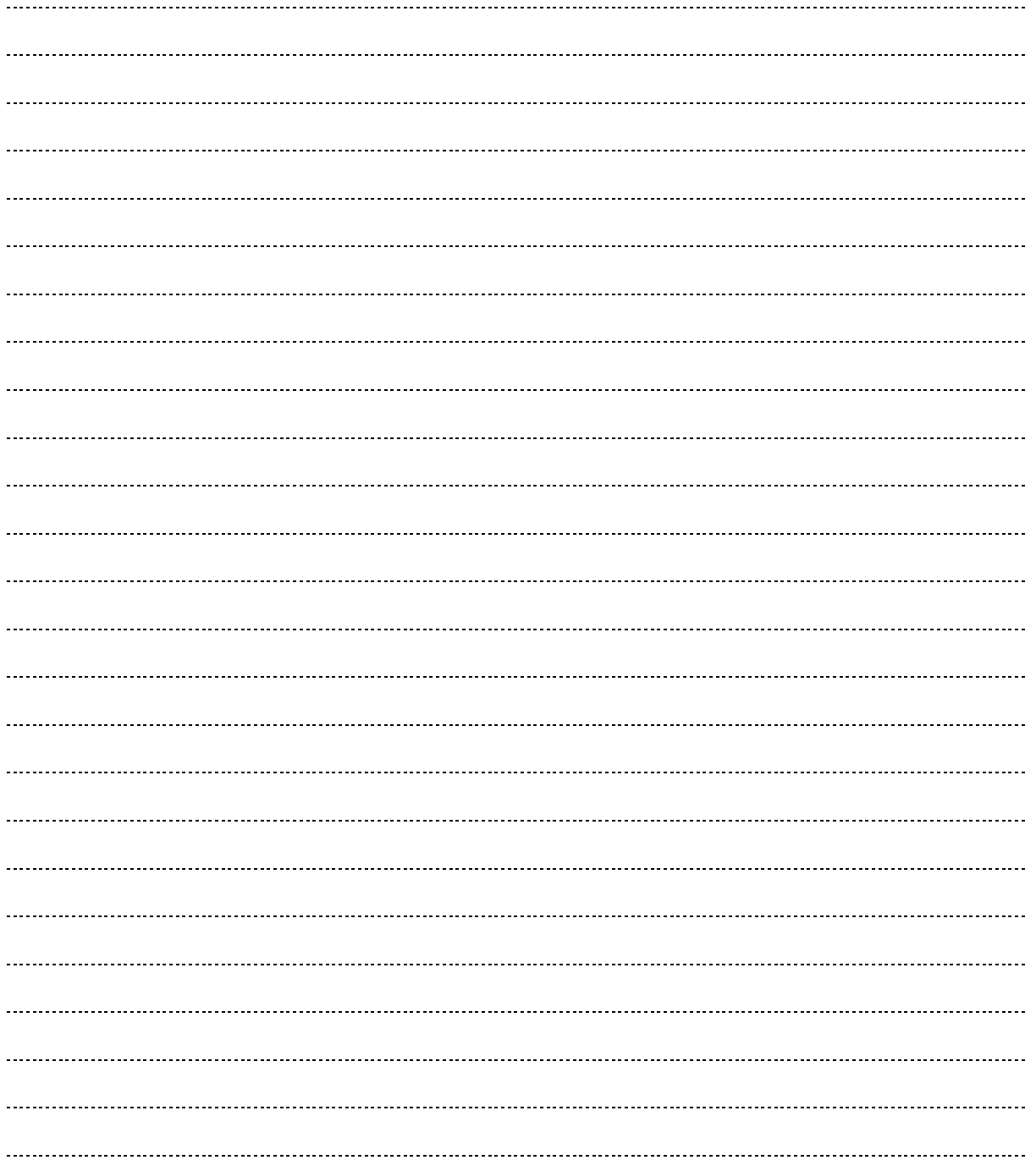
一方、お店の方も階段をバリアフリーにすることはできない。車いすの方は難しいという声があったようだが、何度も話し合っ心バリアフリーとして、理解していただけたお店もあるようであった。

令和2年に事業がスタートし、タウンミーティング「やさしいお店登録制度説明会」を行ったが、コロナ禍でなかなか思うよ









# 視 察 報 告 書

報告者氏名 乾 えり

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日

令和6年11月11日（月）～同13日（水）2泊3日

## 3 視察地及び調査事項

### （1）山梨県甲府市

ア 健康都市宣言後の新たな事業について

### （2）長野県松本市

ア 子どもの権利に関する条例について

### （3）長野県長野市

ア 長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

## 4 所感等

### （1）甲府市「健康都市宣言後の新たな事業について」

甲府市は令和元年（2019年）に健康都市宣言を行っており、健康ポイントのとりくみ（紙の手帳→R5よりアプリによるものに移行）、健康フェスタや事業所対抗運動会など、手軽な健康づくりへのアプローチがしやすいようにする努力を感じた。

説明いただいたものの中では、ポイントへの健康診断受診の反映や、「血糖チャレンジ」などの医療との連携があったが、健康を考える上では、もう少し医療との連携が必要のように感じた。

専任の地区担当保健師がいるということで、流山でも保健師が他の事業と兼任でない体制をとれる必要があるのではないかと思った。

### （2）松本市「子どもの権利に関する条例について」

松本市は、平成20年（2008年）から子どもの権利につい

ての調整会議などで準備をし、平成25年2月に「子どもの権利に関する条例」を制定、4月より施行、同年6月には取り組みを検証する「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」を設置、7月には同条例施行規則に基づき「松本市子どもの権利相談室こころの鈴」を開設している。子どもの権利に関する条例の種類としては、理念、権利への責務、参加や救済の仕組み等をもつ「総合条例」である。

松本市の条例の特徴は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するため「松本市子どもの権利擁護委員」を置いていること（第16条）である。

松本市からの説明でも特徴として語られた、公的第三者機関としての子どもの権利擁護委員と相談室「こころの鈴」がとても重要である。権利擁護委員の方のお話は伺えなかったが、相談室長からの報告は、たいへんきめ細かく子供の立場に立って相談にのっていると感じた。パワーポイントにあった言葉をそのまま引用する。

#### 「相談の特徴

●子どもの声に耳を傾け、子どもを育てる保護者の苦悩に寄り添うだけではなく、問題の解決に向けて、公的第三者機関の立場で具体的・個別的な救済活動を行うことが大きな特徴となっています。（下線原文のまま）

●「その子どもにとって一番いいことは何か」を判断基準にし、子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもそれぞれが自らの道を力強く歩んでいくための援助を目指します。

●それは時に、大人たちの責務を問い、子どもには勇気を出して困難に向き合うという課題を提示することにもなります。」

日常的に「こころの鈴」が相談を受け、月2回の子どもの権利擁護委員会ですべての事例について処遇をきめるという形になっているということである。

今後流山でも子どもの権利に関するとりくみがすすんでいくと思うが、このような第三者機関が不可欠であると考えている。

#### （3）長野市「障害者にやさしいお店登録制度事業について」

障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心して

サービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市障害者にやさしいお店」として登録してもらい、障害のある人の社会参加を応援していくもの。平成30年からプロジェクトが始まり、令和2年に事業がスタート。

説明に、市の担当職員のほか、聴覚障害のある「優しいお店プロジェクト委員長」の方が参加されて、手話通訳付きでご意見を述べられた。当事者が関わりその声を反映しながらすすめているのが素晴らしいと思った。

店舗の側からみて、階段があるなどの施設面の改善ができなくても、「心のバリアフリーの気持ちのある店」なら登録できるというのは、ハードルが下がってよいと感じたが、まだ十分浸透はしていないとのことだった。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 坂巻儀一

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日

令和6年11月11日（月）～同13日（水）2泊3日

## 3 視察地及び調査事項

### （1）山梨県甲府市

ア 健康都市宣言後の新たな事業について

### （2）長野県松本市

ア 子どもの権利に関する条例について

### （3）長野県長野市

ア 長野市障害者にやさしいお店登録制度事業について

## 4 所感等

（1）市民と地域・行政が一体となり健康づくりに取り組むことにより、健康寿命の延伸を図りながら活力ある甲府市を創っていくとともに、その方向性を揺るぎないものにするために「健康都市宣言」を令和元年9月19日に制定された。内容としては、

1. 自分の健康は自分で守り、日頃から心と体の健康管理に努めます。

1. 家庭や学校での健康教育を通じ、子どもたちの健康づくりに努めます。

1. 地域の人々の交流により仲間意識を高め、地域全体で協働による健康づくりに努めます。

1. 地域と企業が連携し、地域ぐるみで健康に働ける環境づくりに努めます。

1. 良好な生活環境の維持向上を図り、市民と地域の健康づくりを応援するまちの実現に努めます。

としている。ただ健康都市宣言を掲げただけでなく、現在に至るまでに様々な事業に取り組み、またそれらの検証結果により次の事業へ繋げていく実践的な健康づくりがなされている。

(2)「松本市子どもの権利に関する条例」制定までの経過は、平成20年度の子供の権利について調整会議を開催から始まった。その後子ども部設置、松本市子どもの権利検討委員会が設置され平成24年度に条例が制定され25年度に条例が施行された。同年度に松本市子どもにやさしいまちづくり委員会が設置され松本市子どもの権利相談室こころの鈴が開設された。

こころの鈴は子どもの権利擁護委員により運営される子どもの権利相談室である。相談方法としては面談、電話、メール、FAXで受け付け、子どもの声を聞くことに重点を置きカウンセリングを行い、各種機関と連携し、調整をして子どもの状況が改善するまで支援し続けるという。これらの取り組みは子ども達が逃げ込む場を作ってあげる素晴らしい取り組みである。また子ども達の声を聞いていくと学校内でのいじめのみならず家庭内でのDVに関してや教職員との関係についても相談があるという。高校生からの声の一例として、家族からの暴力的な言動が普通だと思っていたところ、虐待の授業を受けてこれが当たり前ではないことに気づいて辛い思いをしているなどもあったという。如何に子ども達の本音の声を聞き出してあげるかが重要と感じた。

ただ、現在の取り組みは実践的で素晴らしい取り組みであるが、子どもの権利に関する条例の制定までの経緯や苦勞を質問しても、制定当初の担当者が既に誰もいないという事で聞き取れなかったことは少し残念であった。

(3)長野市障害者にやさしいお店登録制度の事業概要は、障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市障害者にやさしいお店」として登録してもらい、障害のある人の社会参加を応援していくものである。既にコンビニ、飲食店、銀行はもとより様々な分野のお店が登録店となっている。お店の

構造上、階段をスロープにすること等、物理的に無理であっても心のバリアフリーという点で賛同し登録することは可能である。しかしながら、登録にお願いの活動を行っている際にも聴覚障害者である協議会役員達が強圧的に入店を拒否されたりと悔しい思い、辛い思いもされてきたと聞き、活動を拡げる苦勞と全ての事業者から賛同を得るのは難しい問題であると認識した。